

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 5 の第12号

監 査 の 対 象：令和 4 年度監査委員監査 物品管理等に関する事務

所 管 所 属：こども青少年局

通知を受けた日：令和 5 年11月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等） 各所属の備品出納簿（令和 3 年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和 3 年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。 【指摘事項】 1. 上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。	物品を管理している課が期間内に備品出納簿を必ず出力するよう、改めて周知するとともに、各課で備品出納簿を出力した旨をメール連絡してもらい、必要に応じて担当課に帳票の出力を促す。また、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう制度の更なる周知を図った。	措置済	令和 5 年 4 月28日
3（1）	所属内における各部署の物品管理について改善を求めたもの 実地調査において、所属が管理する物品について現物が確認できず、また、当該物品に係る不用の意思決定や備品台帳の修正に係る手続が実施されていなかった。 【指摘事項】 1. こども青少年局は、上記のとおり現物確認ができなかった部署の所管物品全件について改めて現物と台帳の照合を行い、実在を確認されたい。 2. こども青少年局は、物品の廃棄に係る事務処理が適切に実施されるよう、所属において、定められた手続を周知し、運用されたい。 3. こども青少年局は、各部署が管理する物品全件について、効率的かつ確実に物品現在高調査を実施できるよう、物品の具体的な所在場所を台帳等で管理するなど取り組まれたい。加えて、物品現在高調査の実施に当たって第三者的な立場の職員を立ち会わせることや、物品担当課による抽出での現物確認など、現在高調査を有効に実施されたい。	【1】物品現在高調査の基礎となる情報を正確に把握するため、令和 5 年 1 月から 3 月にかけて備品台帳をもとに現物との照合を行った。備品台帳に記載されているが存在しない物品やそもそも備品台帳に未記載の物品については、9 月30日までに改めて現在高調査を行い備品台帳を正しく整備した。 【2】今回の調査を受け「備品出納簿の出力・保管」や「所管物品全件の現品確認」「廃棄の手続きの適正実施」に関して、適正に行うとともに、誤った登録がある場合には、可能な限り令和 4 年度中に適正化するよう、令和 5 年 1 月26日付けで局全体に通知した。 なお、阿武山学園では寮舎を有し、当局職員と児童がともに学園での生活を行う特殊な環境にあるため、その事情に応じた適正な運用を行うための業務フロー図を作成し、令和 5 年 9 月に各寮の寮長に説明のうえ配付した。 【3】 ・令和 4 年度末の物品現在高調査の実施に当たり、阿武山学園（令和 5 年 6 月14日実施）など複数の担当課にて、経理課の職員が立ち会いのもと現物確認を行った。是正が必要な場合は指示を行い、9 月末時点で適正な状態となったことを確認した。 ・令和 2 年度以降、台帳の備考欄に保管場所を記載し、具体的な保管場所を台帳上で管理することとしているが、本件を受けて台帳の備考欄の活用や図面等の活用により物品の所在場所を明確にするよう改めて指導した。 ・今後は 5 年サイクルで経理課職員が各担当課の物品の抽出調査を行うことで、適正な運用を担保していく。	措置済	令和 5 年 9 月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	財務会計システム以外で管理する物品について改善を求めたもの（一般会計等） こども青少年局の各幼稚園が管理する物品は、一部を財務会計システムで、大部分を別システム（教育委員会事務局所管の校園ネットワークシステム）で管理していたが、会計管理者への協議・承認に係る手続が実施されていなかった。 【指摘事項】 こども青少年局は、速やかに会計管理者への協議を実施されたい。	会計管理者（会計室）との協議を行い、各幼稚園が管理する物品は大部分を別システム（教育委員会事務局所管の校園ネットワークシステム）で管理することについて令和5年1月20日付けで承認を得た。	措置済	令和5年1月20日